

【お知らせ】

除草剤を活用した道路除草の試行について

- 宇都宮土木事務所では、道路などの公共施設の除草を行っています。
- 草刈り機による除草作業に伴い、車線規制による渋滞や飛び石事故が発生し、道路利用者の皆様にご迷惑をおかけしております。
- このような課題を少しでも解消し、良好な道路環境を維持するため、当事務所では平成 31 年4月から道路除草作業の一部に年数回の除草剤散布を試行的に行っております。
- 薬剤は「登録農薬」を使用し、希釈倍率を遵守します。
散布にあたっては「範囲を限定的」とし、「散布箇所の事前予告」や「歩行者が近くにいる場合は散布しない」「風の強い日は避ける」などに留意し、作業を行います。
- 使用する場所や散布方法などの詳細については、別紙「除草剤の使用に関する要領（試行）」をご覧ください。

【問い合わせ】

栃木県宇都宮土木事務所 保全部

電話番号 028-626-3147・3148

皆様のご理解とご協力をお願いします。

良好な道路環境を維持するため、
皆様のご理解とご協力をお願いします
まる。



除草剤の使用に関する要領（試行）

宇都宮土木事務所

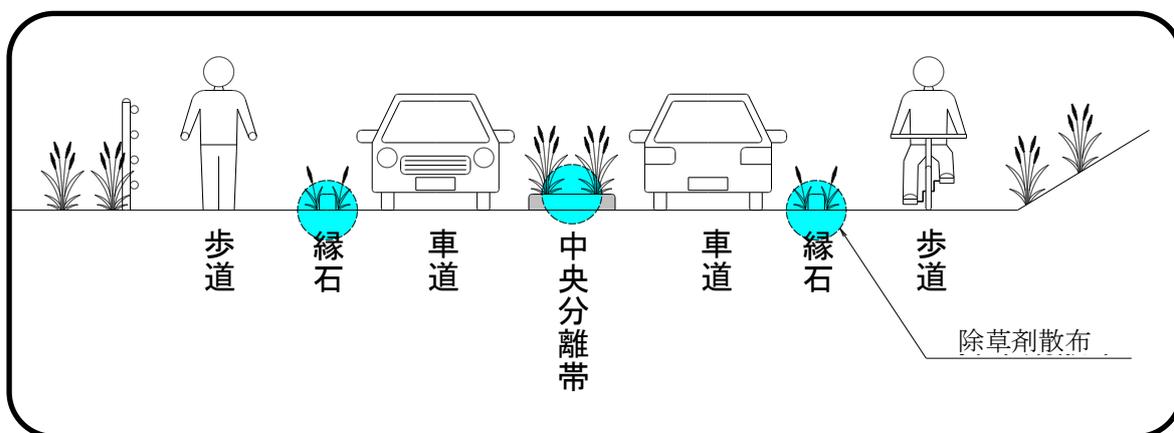
1 目的について

(ア) 草刈り機等による除草作業で発生する渋滞や飛び石事故の発生を抑制し、道路利用者への負担を軽減する。

2 使用場所について

- (ア) 栃木県宇都宮土木事務所管内における道路のみ使用する。
- (イ) 道路の散布箇所については限定的とし、縁石や中央分離帯などに散布することとし、民地境界側の法面には散布しない。
- (ウ) 小中学校、保育所、病院の隣接地は避ける。
- (エ) 交通量が多く、従来の草刈り機を用いた除草作業では渋滞や事故が予測される箇所に限定し使用する。

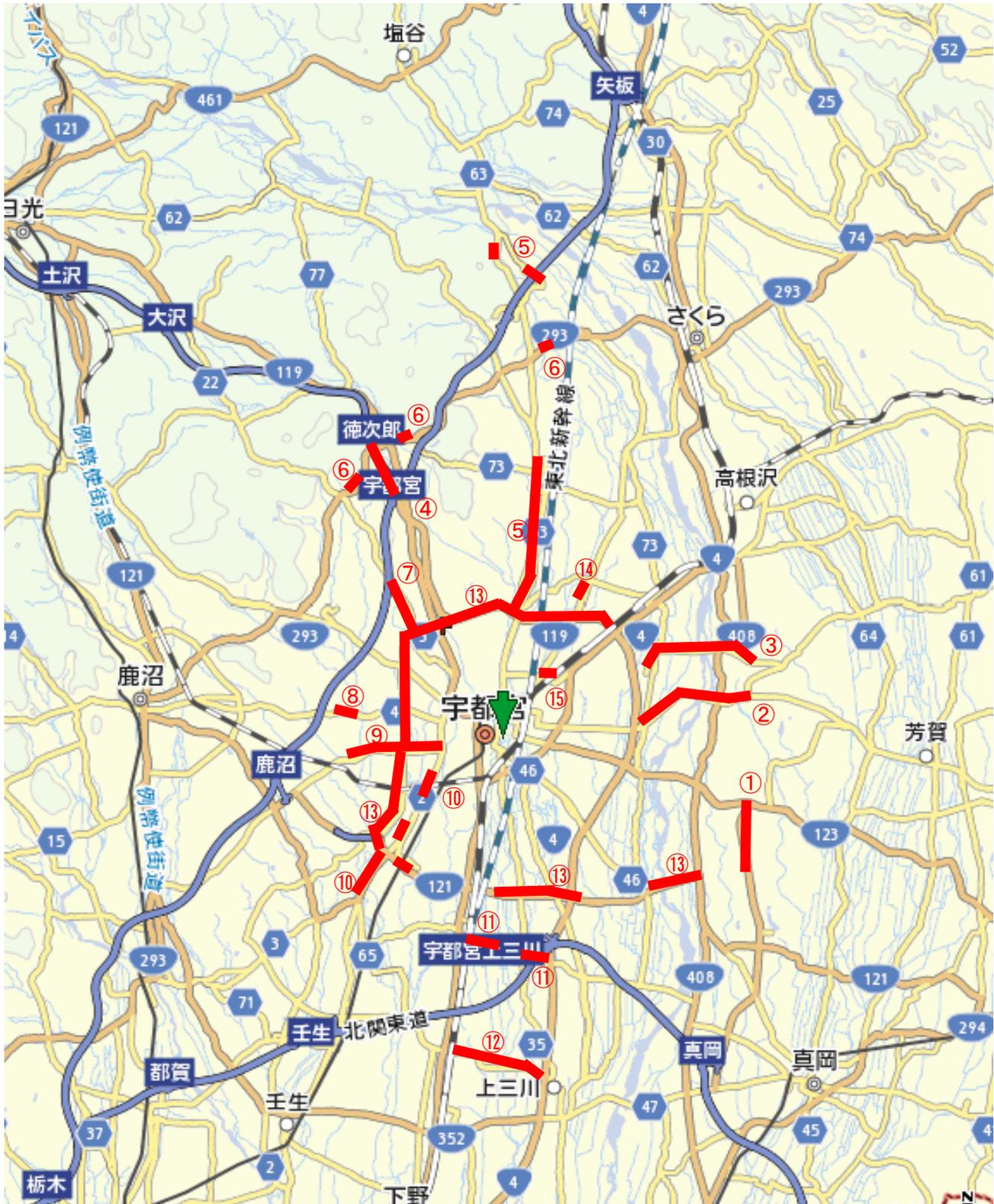
【除草剤散布範囲(例)】



4 散布方法について

- (ア) 散布前には現地で看板による事前周知を行う。また、宇都宮土木事務所ホームページにおいても事前周知を行う。(意見があった部分における散布は行わない。)
- (イ) 風の強い日や雨の日は散布を行わない。
- (ウ) 歩行者・自転車が近くにいる場合には散布をしない。
- (エ) 農薬飛散防止として風の無い日に散布する。
- (オ) 噴霧器による散布は避け、ジョーロなど大粒の散布口を用いた散布を行なう。
- (カ) 使用した年月日、場所、薬剤、使用量を記録し5年間保管する。

散布 実施箇所
宇都宮環状線外 計15路線



- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 真岡宇都宮バイパス(408号線) | ⑨ 宇都宮・楡木線(鹿沼インター通り) |
| ② 宇都宮・茂木線(鬼怒通り) | ⑩ 宇都宮・栃木線(栃木街道) |
| ③ 宇都宮・向田線(宇都宮テクノ街道) | ⑪ 雀宮・真岡線 |
| ④ 日光宇都宮道路側道 | ⑫ 羽生田・上蒲生線 |
| ⑤ 藤原・宇都宮線(豊郷バイパス・田原街道) | ⑬ 宇都宮環状道路(みずほバイパス含む) |
| ⑥ 一般国道293号線 | ⑭ 氏家・宇都宮線(白沢街道) |
| ⑦ 大沢・宇都宮線(新里街道) | ⑮ 宇都宮・那須烏山線(競輪場通り) |
| ⑧ 宇都宮・鹿沼線(鹿沼街道) | |